

ふくしまチャレンジライフ推進事業（県北地方）業務委託 公募型企画プロポーザル実施要領

1 事業の目的

少子高齢化等による人口減少が著しく、地域づくりの担い手の確保が喫緊の課題であることから、県北地方8市町村（福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村）を対象に首都圏の若者等に対し、都会にはない「新しい働き方・暮らし方」の発信や自己実現にチャレンジする場の提供を行う事業を行い、地域と深くかかわる人材の創出とU I ターンの促進を図る。

2 事業内容

(1) 対象事業

ふくしまチャレンジライフ推進事業（県北地方）

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 委託業務期間

委託契約締結の日から令和5年3月15日までの期間

(4) 委託費の上限

4,931,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 プロポーザルに係る事項

(1) プロポーザル参加の条件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たしている者とする。

ア 本公告に示した業務に技術上類似する業務を実施した実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。

ウ 本要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。

エ 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者(同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者(同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

①役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店もしくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

②暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

③役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。

④役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

⑤役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

カ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。

キ 県税等の滞納がないこと。

ク 消費税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

ケ 当該事業は、令和4年2月福島県議会において当初予算として審議され、県議会の議決を得られない場合は事業を実施しないことを了承していること。

（2）実施要領等の入手方法

実施要領及び企画提案書様式等については、福島県県北地方振興局のホームページからダウンロードして入手してください。

なお、福島県県北地方振興局の窓口又は郵送等での配布は行いません。

4 質問等の受付

質問については、以下により受け付けます。

なお、本企画プロポーザルについては、事業説明会は実施しません。

（1）受付期間

令和4年3月2日（水）から令和4年3月9日（水）17時まで（**必着**）

（2）提出方法

質問書（第1号様式）により、福島県県北地方振興局企画商工部宛に電子メール又はFAXにより提出してください。件名は「ふくしまチャレンジライフ推進事業（県北地方）に関する質問」とし、電子メール・FAXとも、電話にて送付した旨お知らせください。

なお、電話による質問の受付は行いません。

（3）回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、福島県県北地方振興局のホームページに令和4年3月11日（金）までにその都度掲載します。（個別の問合せに対する回答は行いません。）

5 参加表明書の提出

企画プロポーザルに参加する意思のある者は、「ふくしまチャレンジライフ推進事業（県

北地方) 業務委託公募型企画プロポーザル参加表明書」(第2号様式)を「10 問合せ先及び参加申込書、企画提案書等の提出先」まで提出してください。

なお、参加表明書の提出がない者の企画提案は受け付けません。

(1) 提出期限

令和4年3月18日(金) 17時まで(必着)

(2) 提出方法

郵送又は持参

※持参による提出の受付時間は、月曜日～金曜日(祝日を除く。)の8時45分から17時までとします。

(3) その他

参加表明書の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなします。

6 企画書等の提出

企画プロポーザルに参加する意思のある者は、「5 参加表明書」の提出を行った上で、企画提案書等を次の提出期限までに「10 問合せ先及び参加申込書、企画提案書等の提出先」まで提出してください。

(1) 提出期限

令和4年3月22日(火) 17時まで(必着)

(2) 提出方法

郵送又は持参

※持参による提出の受付時間は、月曜日～金曜日(祝日を除く。)の8時45分から17時までとします。

(3) 企画提案書等

ア 企画提案書及び工程表(様式任意。ただし、表紙を除いた日本工業規格A4版10ページ以内とする。)

イ 事業経費積算書(様式任意。ただし、日本工業規格A4版とする。)

ウ その他企画提案を説明するのに必要な書類

エ 会社概要(第3号様式)

オ 業務実施体制書(第4号様式)

カ 担当者経歴書(第5号様式)

キ 定款又は寄付行為の写し(法人格を有しない場合は、団体規約の写し等運営規約に相当するもの。)

ク 法人登記簿の写し(申請受付日の3ヶ月以内のもの)(法人格を有しない場合は、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類。)

(4) 提出部数

ア～カ 7部(正本1部、副本6部) /キ～ク 1部(正本1部)

7 企画提案書等の提出に際しての留意事項

(1) 失格

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格とします。

ア 募集要領等で示す条件に違反した企画提案書

イ 虚偽の内容が記載されている企画提案書

ウ プロポーザル又はコンペ審査委員会の委員又は関係者に企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた者が提出した企画提案書

(2) 複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の提案書の提出を行うことはできません。

(3) 辞退

提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出してください。

(4) 費用負担

プロポーザルに要する経費等は、参加者の負担とします。

(5) その他

- ・企画提案書を提出した後に提案を追加することは認めません。
- ・提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあります。
- ・提出された企画提案書等は、返却しません。
- ・提出された企画提案書等は、福島県情報公開条例（平成12年福島県条例第5号）に基づく情報公開請求の対象となります。

8 プロポーザルの審査に関する事項

(1) 審査方法

提出された企画提案書について、福島県はこれを総合的に評価し、業務委託予定者（単独随意契約の予定者）を選定します。（審査基準は下記参照）

(2) 審査（書面審査）

ア 審査基準等

審査項目	評価の視点		配点
業務遂行能力等	業務体制	業務を実施する上で十分な体制であるか。	10点
	スケジュール	業務を円滑かつ効果的に実施できるスケジュールであるか。	10点
	業務実績	本業務と類似の業務の受注実績があるか。	10点
企画提案 ・内容	実施方針 (業務理解)	本事業の目的や業務内容を理解しているか。	5点
	企画提案 (実現可能性)	地域の特性を理解し、円滑な事業の実施ができる提案になっているか。	10点
	企画提案	首都圏から多くの参加者を集める効果的な	15点

	(企画性①)	情報発信方法となっているか。	
	企画提案 (企画性②)	地域との関係性が深まる交流や体験プログラムの企画が提案されているか。	15点
	企画提案 (企画性③)	地域の特色を生かした体験プログラムをコーディネートし、発信力がある地域ディレクター候補者について、提案することが可能か。	10点
	企画提案 (独創性)	仕様書に記載されていない活用可能な提案があるか。	10点
	業務経費	業務経費は適正であるか。	5点

イ 評価方法

審査項目毎に以下の評価基準により評価点をつける。

なお、下記の各点数を上限、その1つ下位の評価の点数に1点加えた点数を下限とし、その範囲で点数を按分できるものとする。

評価点			評価
15点満点	10点満点	5点満点	
5点×3	5点×2	5	特に優れている
4点×3	4点×2	4	優れている
3点×3	3点×2	3	普通
2点×3	2点×2	2	劣っている
1点×3	1点×2	1	特に劣る

ウ 業務委託予定者の選定

- 各審査委員の評価点数の合計得点が最も高く、かつ、最低基準を満たしている者を業務委託予定者（単独随意契約の予定者）とし、それに次ぐ得点の者を次点者として決定します。

- 評価配点の上限（100点）に審査委員数を乗じた評価配点合計の60%以上の合計点を得ていることを最低基準とする。（100点×4人×60%＝240点）

- 得点の最も高い者が2人以上あるときは、審査委員会において再協議し、委託契約候補者及び次点者を決定します。

(3) 通知等

ア 審査結果は、プロポーザル参加者全員に通知します。

イ 審査結果に関する説明請求

選定されなかった者は、その通知が到達した日から起算して7日（土曜日及び日曜日を除く）以内に、書面により選定されなかった理由についての説明を求められます。

また、その回答は、書面が到達した日から起算して10日以内に行います。

なお、説明請求に対する回答の内容は「請求者及び最優秀者の企業名と審査時の総得点」を公表するものとします。

(4) 契約の締結等

ア 仕様書の協議等

選定した業務委託予定者と県が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結します。仕様書の内容は業務委託予定者が提案した内容を基本としますが、提案内容のとおりには反映されない場合もあります。

イ 契約金額の決定

契約金額は、協議結果に基づき仕様書を作成し、改めて見積書を徴取し決定します。
なお、見積金額は上限価格を超えないものとします。

ウ その他

業務委託予定者と県との間で行う協議が整わない場合、又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった応募者と協議します。

なお、本事業は令和4年2月福島県議会において当初予算として審議され、県議会の議決を得られない場合は事業を実施しません。

さらに、地方創生推進交付金（以下「交付金」という。）を活用して実施するため、契約等の手続きは、交付金の交付決定後に実施します。交付金が交付されない場合は事業内容を見直すことがあります。

9 主なスケジュール

項目	日程
公募開始	令和4年3月 2日（水）
質問受付	令和4年3月 2日（水）～9日（水） 17時まで
質問回答	令和4年3月11日（金）までに随時
プロポーザル参加表明期間	令和4年3月18日（金） 17時まで
企画提案書提出期間	令和4年3月22日（火） 17時まで
書面審査の実施・審査結果通知	令和4年3月25日（金）
契約締結	令和4年4月 1日（金）以降（予定）

10 問合せ先及び参加申込書、企画提案書等の提出先

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県県北地方振興局企画商工部（担当：齊藤）
電話：024-521-2657 FAX：024-521-2853
E-mail：kenpoku-chiiki@pref.fukushima.lg.jp